

[異常時通報連絡の公表文（様式 1 - 1）]

伊方 3 号機 火災感知器の誤作動について

R 6 . 10 . 10
 原子力安全対策推進監
 電話番号 089-912-2352

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル -]
県の公表区分		A ・ B ・ C ・ P P
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 -]
異常の概要	発生日時	令和 6 年 9 月 1 5 日 1 4 時 5 3 分
	発生場所	1 号 ・ 2 号 ・ 3 号 ・ 共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
種 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他 ・ 核物質防護 	

[異常の内容]

9 月 15 日(日曜日)16 時 00 分、四国電力株式会社から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 伊方発電所 3 号機は定期検査中のところ、伊方発電所 3 号機特重建屋内において、火災の発生を示す信号が発信したことから、消防署へ連絡した。
- 2 その後、運転員が現地確認を行い、炎や発煙等がないことを確認した。
- 3 また、消防署が当該エリアを確認し、本事象は火災ではないことを確認した。
- 4 現在、火災の発生を示す信号が発信した原因を調査中である。
- 5 本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。

[異常の原因及び復旧状況]

四国電力株式会社から、その後の状況等について、次のとおり連絡がありました。

○第 2 報：9 月 15 日(日曜日)16 時 36 分

- 1 その後、火災の発生を示す信号が発信した火災感知器の取替えを行い、火災の発生を示す信号の再発信がないことから、当該火災感知器の誤作動と判断し、通常状態に復旧した。

県としては、環境放射線テレメータ装置により、周辺環境に影響のないことを確認しました。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事象発生時の状況]

原子炉の運転状況	1 号機	廃止措置中
	2 号機	廃止措置中
	3 号機	運転中（出力 %） ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事象 （放射性物質の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事象 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事象
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事象
C	○ <u>区分A, B以外の事項</u>
P P	○核物質防護に影響がある事象

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射性物質を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

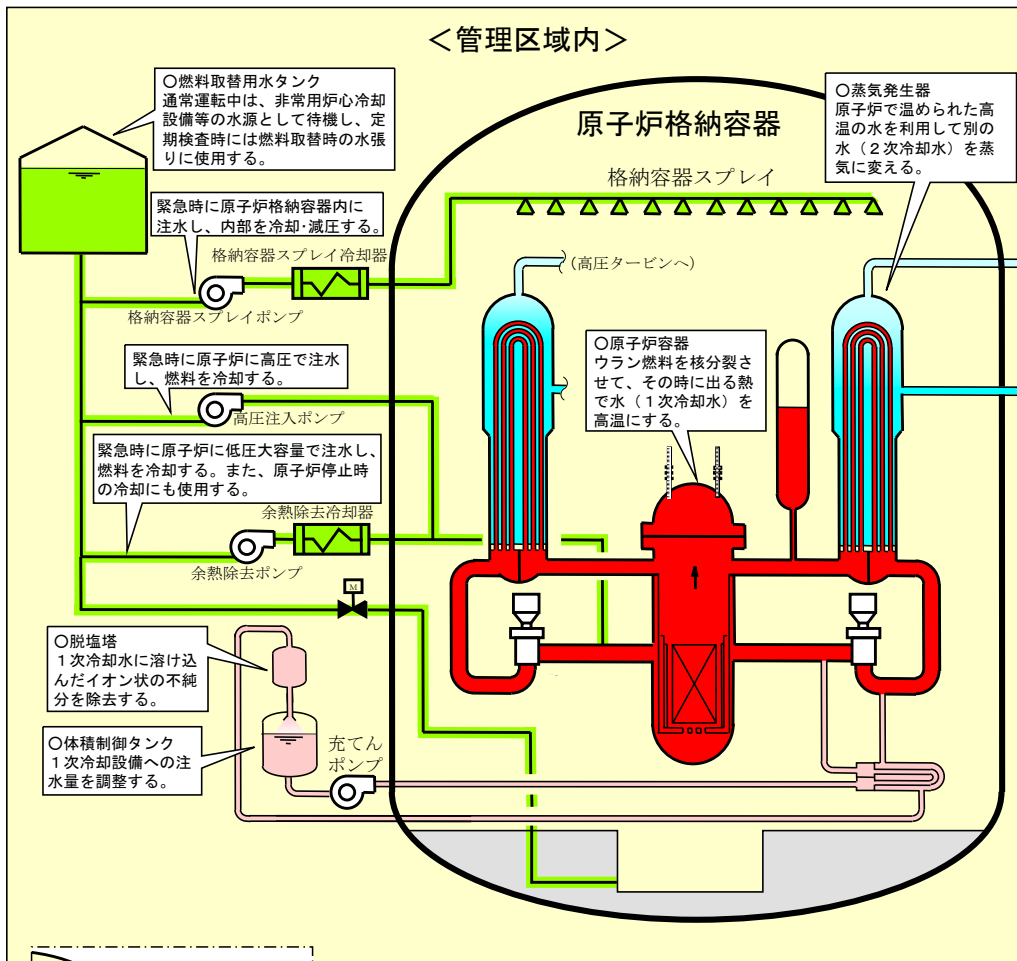
伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ)

発信年月日		令和6年 9月15日 (日) 16時 00分		
発信者		伊方発電所 伊達		
当 該 機	号機 (定格出力)	1号機	2号機	3号機 (890MW)
	発生時 状況	廃止措置中	廃止措置中	1. 出力——MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2. 第17回 定期事業者検査中
発 生 状 況 概 要		設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ 核物質防護 ・ その他		
		1. 発生日時： 9月15日 14時 53分 2. 場 所：伊方発電所3号機 特重建屋 建屋内 (管理区域外) 3. 状 況： 伊方発電所3号機は、定期検査中のところ、14時53分、伊方発電所3号機 特重建屋内において火災の発生を示す信号が発信したことから、14時55分に消防署へ連絡しました。 その後、運転員が現地確認を行い、15時6分、炎や発煙等がないことを確認しました。 また、消防署が当該エリアを確認し、15時31分、本事象は火災ではないことを確認しました。 現在、火災の発生を示す信号が発信した原因を調査中です。 本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。		
運転状況		1号機：廃止措置中 2号機：廃止措置中 3号機：(通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・ 定検停止) 中		
備 考				

伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ、第2報)

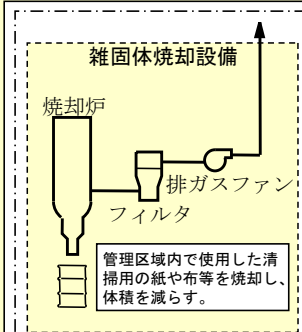
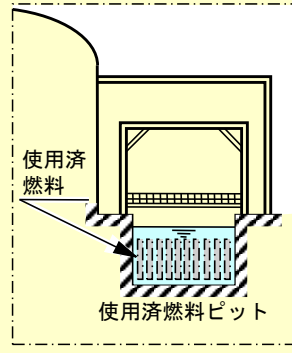
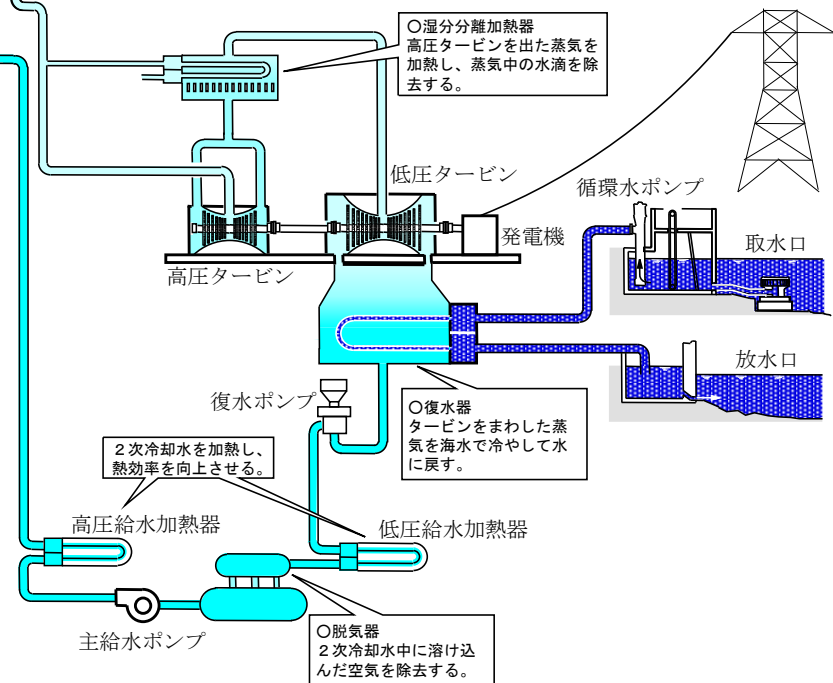
発信年月日		令和6年 9月15日 (日) 16時 36分		
発信者		伊方発電所 伊達		
当 該 機	号機 (定格出力)	1号機	2号機	3号機 (890MW)
	発生時 状況	廃止措置中	廃止措置中	1. 出力——MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2. 第17回 定期事業者検査中
発 生 状 況 概 要		設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ 核物質防護 ・ その他		
		1. 発生日時： 9月15日 14時 53分 2. 場 所：伊方発電所3号機 特重建屋 建屋内 (管理区域外) 3. 状 況： 伊方発電所3号機は、定期検査中のところ、14時53分、伊方発電所3号機 特重建屋内において火災の発生を示す信号が発信したことから、14時55分に消防署へ連絡しました。 その後、運転員が現地確認を行い、15時6分、炎や発煙等がないことを確認しました。 また、消防署が当該エリアを確認し、15時31分、本事象は火災ではないことを確認しました。 現在、火災の発生を示す信号が発信した原因を調査中です。 本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。 <div style="text-align: right;">【第1報にてお知らせ済み】</div> その後、火災の発生を示す信号が発信した火災感知器の取り替えを行い、火災の発生を示す信号の再発信がないことから、当該火災感知器の誤作動と判断し、16時21分、通常状態に復旧しました。		
運転状況		1号機：廃止措置中 2号機：廃止措置中 3号機：(通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・ 定検停止)中		
備考				

伊方発電所 基本系統図



[凡例]

- : 原子炉で発生した熱を蒸気発生器に伝える設備（1次冷却設備）[放射性物質を含む]
- : 緊急時に原子炉等を冷やす設備（非常用炉心冷却設備等）[放射性物質を含む]
- : 1次冷却水の水質・水量を調整する設備（化学体積制御設備）[放射性物質を含む]
- : 蒸気発生器でできた蒸気でタービンをまわし発電する設備（2次冷却設備）[放射性物質を含まない]
- : 管理区域 [原子炉格納容器、使用済燃料等の貯蔵、放射性廃棄物の廃棄等の場所であって、その場所の放射線が一定レベル(3月間に1.3ミリシーベルト)を超える恐れのある場所 [実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に規定]



★

伊方3号機 火災感知器の誤作動
(管理区域外)

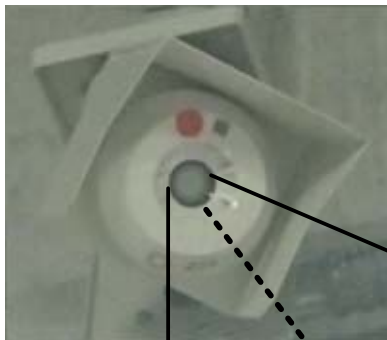
伊方発電所3号機 特重建屋 火災感知器の設置状況



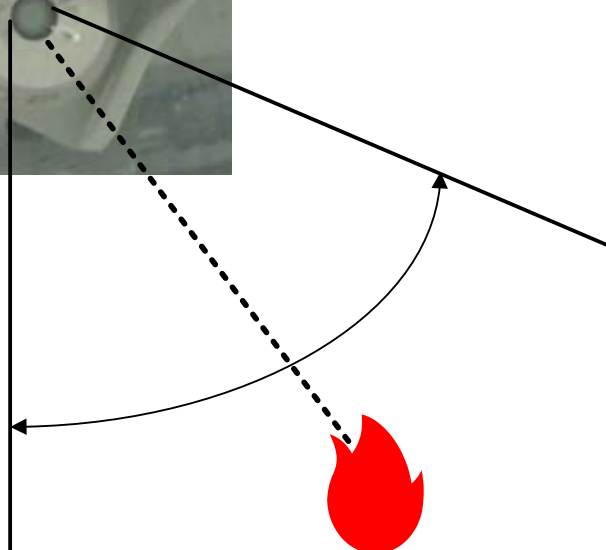
取り替え前（ランプ点灯）



取り替え後（ランプ消灯）



【参考: 赤外線式炎感知器の動作原理】
炎から放射される赤外線をセンサーで検知する。



用語解説

○特重（特定重大事故等対処施設）

原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設。

事故時には、従来の設備（設計基準事故対処設備：DB設備）に加え、新規制基準で設けた重大事故等対処設備（SA設備）にて対応が可能であり、万一これらが機能しなかった場合のバックアップとして特定重大事故等対処施設を設けている。

なお、公にすることにより特定の建造物等への不法な侵入又は破壊などの犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある特定重大事故等対処施設に関する情報については機密性が求められている。

周辺環境放射線調査結果 (県環境放射線テレメータ装置により確認)

令和6年09月15日 (日)

(単位：ナノグレイ/時)

測定局	時刻	測定値 (シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		14:40	14:50	15:00	15:10	15:20	降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション (九町越)	16	16	16	16	16	44	19
	モニタリングポスト伊方越	18	18	18	18	18	51	20
	モニタリングポスト湊浦	23	23	23	23	23	45	25
	モニタリングポスト川永田	25	24	24	25	24	49	26
	モニタリングポスト九町	33	33	33	33	33	54	35
	モニタリングポスト大成	13	14	13	14	13	40	16
	モニタリングポスト豊之浦	24	24	24	24	24	51	26
	モニタリングポスト加周	24	25	24	25	24	57	27
四国電力(株)	モニタリングステーション	15	16	15	15	15	39	18
	モニタリングポストNo. 1	16	16	16	16	16	42	18
	モニタリングポストNo. 2	14	14	14	14	14	41	16
	モニタリングポストNo. 3	12	13	13	12	12	38	15
	モニタリングポストNo. 4	15	15	14	14	14	43	17

(注) 伊方発電所付近に設置しているモニタリングポスト等について記載

○ 降雨の状況：(有)・無

○ 伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

- 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力規制庁の「平常時モニタリングについて (原子力災害対策指針補足参考資料)」に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。
「平常の変動幅」は、過去2年間 (令和04、05年度) の測定値を統計処理した幅 (平均値±標準偏差の3倍) としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。
- 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。
例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト (ミリはナノの100万倍を表す) の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

